

## 随意契約理由書

本工事は、モノレール門真駅から南に約 8.9 kmの延伸事業として 2019 年から着手し、2029 年の開業に向けて進めており、近畿自動車道と第二京阪高速道路が接続する、門真 JCT 内に駅舎の建設を行うものです。

本工事は令和5年11月9日、1 者の入札がありました。予定価格の範囲内に入札者が存在しなかったため、令和5年11月14日に再度入札を行いました。入札は不落に終わりました。

門真 JCT においては、第二京阪道路と接続する予定の淀川左岸線の建設工事が西日本高速道路株式会社(以下、「ネクスコ」という。)において行われており、本工事とは、輻輳して工事を行うことになる。当該区域は、既存の高速道路や国道、河川があることから、数か所に分断された狭隘なエリアでの施工となることから、開業にむけて、相互に手戻り等が生じないよう綿密な施工計画のもと、工程調整を行いながら進める必要がある。

万一、契約時期が遅れると、既に契約が完了しているネクスコの工事にも影響が生じ、工期遅延による損害賠償などのリスクや、リスクを回避するため先行して行った場合は、本工事はさらに狭隘なエリアでの施工となり、工期の長期化やコストの増高が余儀なくされる。

よって、相互の工事が遅延することなくスムーズに進めるためには、早期に契約を締結する必要があるため、競争入札を継続すること無く、大阪府随意契約ガイドラインに基づき、「再度の入札に付し落札がないとき」に該当し、随意契約を実施することが適切と考えます。以上のことから、都市整備部入札参加資格審査会で選定された 12 者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第8号により随意契約を行うものです。